

地域の魅力発見・みんなでつくるデジタルマップ事業

デジタルマップ作成等業務委託仕様書（案）

1 本仕様書の目的

本仕様書は、委託者（福島県）が受託者に委託する標記事業について必要な事項を定めたものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 業務名

地域の魅力発見・みんなでつくるデジタルマップ事業デジタルマップ作成等業務

3 業務の目的等

県北地方に関わりを持つきっかけをつくるため、地域住民や行政だけではなく、地域資源（地域の人や特産品等）を含む県北地方の魅力を観光客等から収集し発信していくことで、国内外からの来訪意欲向上を図り、将来的な関係人口や移住人口になり得る交流人口を拡大させる。

4 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 委託業務内容

本事業の実施に当たっては、3に掲げる業務の目的等を実現するため、事業全体に工夫を凝らし、委託者と調整しながら（1）から（3）までの各項目を実施する。

（1）デジタルマップの作成

地域住民や観光客、市町村のリアルな情報を発信していくことで、国内外からの来訪意欲向上を図るため、地域住民等参加型のデジタルマップのシステム（以下「デジタルマップ」という。）を作成する。

ア 概要

- ・デジタルマップを構築するとともに、5（1）ウの内容を登録し、使用可能な状態で引き渡すこと。
- ・デジタルマップの登録情報の追加・更新・削除等の操作方法を示したマニュアル等を提供すること。
- ・次年度以降のデジタルマップ運用費用として、原則年額 250,000 円以内（登録スポット 100 件）で運用可能なものとする。

イ 基本仕様

- ・デジタルマップの使用に際しては、ログイン等のユーザー認証を必須とせず、アプリケーション等のダウンロードやインストールなどの操作を要せず閲覧することが可能で、PC及びスマートフォン・タブレット等の各ブラウザで支障なく利用でき、公開時点での最新版のブラウザやOSに対応していること。

- ・GPS機能を活用し、利用者の現在地情報をマップ上に表示すること。
- ・対応言語は日本語のほか、英語・中国語（繁体字）の3か国語以上とする。（デジタル技術による翻訳も可とする。）
- ・スポット情報の登録件数は100件以内とし、掲載される情報をジャンルや目的に応じて絞り込み検索することができること。
- ・各スポット情報について、利用者からの共感・評価や口コミ等の掲載が可能なシステムとし、口コミについては、管理者で掲載の可否を管理可能であること。また、口コミ投稿用のフォーム等を用意すること。
- ・モデルコースの明示など周遊を促す仕組みを有すること。
- ・デジタルマップの管理編集により、スポット情報の登録・削除・修正等について専門的技術を要することなく行うことができること。
- ・管理編集できる権限は、複数付与されることが望ましい。
- ・ウェブアクセシビリティに配慮すること。

ウ スポット情報の登録

- （ア）当局作成パンフレット「県北へGO」（以下「県北へGO」という。）をベースに観光施設等のスポット情報を登録すること。登録に当たっては、最新情報に更新すること。
- （イ）登録するスポット情報は、名称、写真、住所、連絡先、休業日、営業時間、駐車場、概要（紹介文）、HP等へのURL情報とすること。
 なお、スポット情報に掲載する写真については、受託者が収集・保持しているもの（最新情報を確認すること）、または委託者が提供するものを使用すること。
- （ウ）5（3）で実施するスポット情報コンテストの結果等に基づき、委託者と相談の上、合計で100件となるまで随時登録すること。登録箇所について、受託者が施設管理者へ掲載の可否と施設詳細について確認の上、登録すること。

エ デジタルマップの維持管理業務

- （ア）デジタルマップは令和7年9月中旬を目安に作成することとし、公開後から適切な維持管理を開始すること。
- （イ）デジタルマップの操作方法を示したマニュアル等を作成すること。
- （ウ）24時間365日利用可能な状態とし、システム更新や点検等により利用ができなくなる場合、事前に委託者に連絡するとともに、デジタルマップにおいても事前に告知すること。
- （エ）利用に当たって、利用者情報等を扱う場合は、適正に管理するとともにセキュリティ体制を万全にし、漏洩することがないように対策を講じること。なお、万が一漏洩した場合、また、漏洩が疑われる場合等は速やかに委託者に報告するとともに、原因究明と改善措置を講じ発注者に報告すること。
- （オ）デジタルマップを通じて、利用者情報等を含むデータが取得可能な場合、委託者からの求めに応じてデータを提供すること。

オ デジタルマップ広報物の作成

デジタルマップの普及促進を図るための広報媒体を作成すること。広報物については日本語版及び英語・中国語（繁体字）版の２種類を作成するものとし、広報計画については以下のとおりとする。

- （ア）サイズ：４号名刺サイズ（カードをイメージ）
- （イ）作成枚数：１０,０００枚（日本語版）、３,０００枚（英語・中国語〔繁体字〕）
- （ウ）スマートフォン等での使用を前提とした二次元コードの表示を行うこと。

（２）県北地方周遊デジタルラリー（以下「デジタルラリー」という。）の実施

県北地方の周遊を促進するイベントとして、デジタルマップの掲載箇所を中心としたデジタルラリーを実施すること。

ア 実施期間

３か月（令和７年９月～令和８年１月の期間内に実施すること。）

イ 周遊箇所

デジタルマップの掲載箇所を中心に４０～５０箇所程度選定し、選定箇所や周遊を促進するための仕組み等の詳細については、委託者と協議の上、決定すること。ただし、必ず県北管内８市町村の施設等を最低でも２箇所含めることとする。

ウ 使用するシステム

- （ア）可能な限り多くのモバイル端末に対応可能なシステムとすること。
- （イ）スタンプ等獲得の確認方法は、二次元コード機能やＧＰＳ機能等を活用し、参加者が分かりやすく、便利な方法とすること。
- （ウ）参加者が獲得できるスタンプ等は１箇所につき１個とすること。
- （エ）参加者がデジタルラリー参加中に、モバイル端末を別の端末に変更した場合でも、可能な限り獲得したスタンプ等の情報が引き継げるようなシステムとすること。
- （オ）周遊箇所の情報について、デジタルマップと連携させるなど、参加者がモバイル端末で閲覧できるようにすること。

エ 賞品等

- （ア）デジタルラリーへの参加状況（集めたスタンプ数等）に応じて応募可能な参加賞を設定し、参加促進を図るものとする。
- （イ）各賞の応募にあたっては、賞品毎に必要なスタンプ数等の条件を設けることとし、その設定に当たっては、委託者と協議の上、決定すること。
- （ウ）予算総額２０万円を限度に各賞を設定し、各賞の賞品（商品券や宿泊券等の金券は不可）を選定すること。なお、商品代金については別途委託者が負担し、受託者は、委託者が購入した賞品を入選者に発送すること。（５０箇所程度）

オ 広報物の作成

デジタルラリーをＰＲするためのポスター及びチラシを作成し、デジタルマップへのリンク先も併せて掲載すること。広報計画については以下のとおり。

- （ア）ポスターの作成
 - ・仕様：Ａ２サイズ片面、四つ折り、コート１３５kg
 - ・作成枚数：１５０枚

(イ) チラシの作成

- ・仕様：A4サイズ両面、コート 90kg
- ・作成枚数：5,000 枚

(ウ) 配付先

後日委託者が提供する送付リストに基づき委託者が作成する依頼文書を添えて発送すること。(50 箇所程度)

(エ) その他

SNSやWEB等を含む各種広報媒体を活用して周遊ラリーを広く周知し、参加者の拡大を図ること。

(3) スポット情報コンテストの実施

地域住民や観光客等からデジタルマップ掲載スポットや未掲載の観光スポット等の写真や口コミ等のスポット情報（以下「スポット情報」という。）を募集し、地域資源の発掘や魅力の再発見や外から見た魅力発見につなげるためのコンテストを実施する。

ア コンテストの企画

- ・参加者が県北管内の魅力的なスポットを1か所でも多く応募できる仕組みを構築すること。
- ・参加方法はWEBやSNSを活用したものとし、現地へ足を運ぶ必要があるスキームも設けること。
- ・多数の方の参加を誘導するプレゼントへの応募や投稿されたスポット情報への投票のシステムも併せて構築すること。
- ・投稿されたスポット情報については、委託者と協議の上、必要に応じて選定等を行い、作品への投票コンテストを開催する。
- ・コンテスト実施期間は3か月（スポット情報の募集2か月、投票期間1か月を想定）とし、令和7年9月～令和8年1月の期間内に実施すること。

イ コンテストの運営

- ・応募要項の作成
- ・入選作品の著作権処理

入選作品は、福島県県北地方のPR用に使用する目的で、県北地方振興局（当局が許可した第三者を含む。）が無償かつ無期限に使用、掲載、転載などをすることに對する了承を入選者から得ること。

- ・応募作品のデータ及び応募者の個人情報の管理・入選者の本人確認
- ・応募作品のウェブサイトへの掲載（5（3）ウによる）
- ・投票数等に応じた、入選者の選定
- ・入選者等との連絡調整、入選者等への賞品の提供
- ・著作権の扱い

応募作品の著作権は撮影・作成者（以下「撮影者等」という。）に帰属する。ただし、撮影者等は委託者及び受託者に対し、ホームページ、デジタルマップ、公式SNSアカウント等のほか、関連する媒体に掲載するため無償で作品を利用することを許諾する。

- ・コンテストの事務局を運営し、問合せ等に対応すること。

ウ ウェブサイトの作成

- ・スポット情報の募集や投票を含むコンテストの開催のほか、5（1）で作成するデジタルマップや5（2）で開催するデジタルラリーの周知のために専用ウェブサイトを設置すること。

エ 賞品等

- ・コンテストにおけるスポット情報の積極的な応募、投票を促すため、予算総額20万円を限度に各賞を設定し、各賞の賞品（商品券や宿泊券等の金券は不可）を選定すること。なお、商品代金については別途委託者が負担する。
- ・受託者は、委託者が購入した賞品を入選者に発送すること。（50箇所程度）

オ 広報物の作成

5（2）のオで作成するデジタルラリー広報物にコンテストの内容も含めて作成し、SNSやWEB等を含む各種広報媒体でのPRも含め、一体的な広報を行うこと。

（4）その他

- ア 上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組がある場合は、提案すること。
- イ 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

6 成果品

委託業務実績報告書（別記第3号様式）に以下を添付の上、成果品として提出すること。

- （1）デジタルマップ
- （2）デジタルマップ運用マニュアル
- （3）デジタルマップ広報物
- （4）デジタルラリー関連
 - ・実施要項
 - ・デジタルラリー協力施設用マニュアル
 - ・当選者一覧
- （5）スポット情報コンテスト関連
 - ・実施要項
 - ・総応募数及び応募されたスポット情報データ
 - ・入選者一覧
- （6）デジタルラリー及びコンテスト広報物

※ 本業務において作成した動画や録画映像、録音した音声、撮影した写真等、一切のデータ等を提出すること。なお、これらの著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。

7 その他の提出書類

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届（別記第1号様式）
- イ その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務終了後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務完了報告書（別記第2号様式）
- イ その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

8 総括責任者

本業務に当たって十分な知識を有する者を総括責任者として定めること。

9 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、委託者との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、逐次、委託者に報告すること。なお、委託者は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本業務により制作される成果物の著作権は委託者に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、委託者が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、委託者の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- (6) 本業務の遂行に当たり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。